

別紙 3

(特別管理) 産業廃棄物処分業許可申請書添付書類チェックリスト

申請者名： \_\_\_\_\_

No.	許可区分 項目	産業廃棄物 処 分 業			特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 分 業			備 考
		新規	更新	変更	新規	更新	変更	
①	事業計画の概要を記載した書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	規則様式第38号の2第1～5面
②	事業の用に供する施設	◎	◎	△	◎	◎	△	保管の場所を含む。
	平面図、立面図、断面図、構造図							保管施設については、保管量の上限を示す図面及び計算書を含む。処理能力算出の根拠となる書類 最終処分場は、面積及び容量
	設計計算書							
	付近の見取図							
	地形地質図等							最終処分場のみ
	地下水状況図							最終処分場のみ
	施設配置図	◎	◎	△	◎	◎	△	
公図の写し	◎	◎	△	◎	◎	△		
施設及び重機の写真等	◎	◎	△	◎	◎	△		
産業廃棄物処理工程図	◎	◎	△	◎	◎	△		
地下水等試験検査成績書	◎	◎	△	◎	◎	△	最終処分場のみ	
残面積・残容量実測図	△	◎	△	△	◎	△	最終処分場のみ	
③	施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること）を証する書類	◎	△	△	◎	△	△	
	土地登記事項証明書							
	土地使用権原書類 施設使用権原書類							
④	処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類	◎	◎	△	◎	◎	△	規則様式第38号の3と契約書の写し等の証拠書類 中間処分のみ
⑤	海洋処分登録済証の写し	○	○	△	△	△	△	海洋投入処分のみ
⑥	事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	講習会修了証の写しとする。 講習会修了者によっては、指導指針様式第1号を添付
⑦	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	◎	△	◎	◎	△	◎	規則様式第39号
⑧	(法人) 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	確定申告書に添付される財務諸表及び納税証明書。また、財務状況によっては追加資料の提出が必要。
⑨	(個人) 資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	規則様式第40号。納税証明書。また、財務状況によっては追加資料の提出が必要。

No.	許可区分 項目	産業廃棄物 処 分 業			特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 分 業			備 考
		新規	更新	変更	新規	更新	変更	
⑩	(法人) 定款又は寄附行為	◎	◎	△	◎	◎	△	
	(法人) 登記事項証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	履歴事項全部証明書
⑪	(個人) 申請者の住民票の写し及び医師の診断書等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	誓約書については、省令様式第6号の2第10面
⑫	誓約書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
⑬	法定代理人(個人)の住民票の写し及び医師の診断書等	○	○	○	○	○	○	住民票の写しは、本籍(外国人の場合は、国籍等)の記載のあるものに限る(マイナンバーの記載のないもの)。
	法定代理人(法人)の登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び医師の診断書等	○	○	○	○	○	○	
⑭	(法人) 役員の住民票の写し及び医師の診断書等	◎	◎	◎	◎	◎	◎	法定代理人(法人)の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書。 出資者等(法人)の登記事項証明書は、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書。
⑮	(法人) 出資者等(個人)の住民票の写し及び医師の診断書等	○	○	○	○	○	○	
	(法人) 出資者等(法人)の登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	
⑯	使用人の住民票の写し及び医師の診断書等	○	○	○	○	○	○	
⑰	特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う設備の概要を記載した書類(設備の所有権を有することを証する書類を含む。)	/	/	/	○	○	△	感染性廃棄物又は廃石綿を除く。
⑱	特別管理産業廃棄物の性状の分析を行う者が十分な知識及び技能を有することを証する書類	/	/	/	○	○	△	
⑲	優良認定に係る誓約書等	/	○	/	/	○	/	規則様式第38号 その他申請書類は優良産廃処理業者認定制度運用マニュアルを参照
⑳	使用人の権限を証する書類	○	○	△	○	○	△	指導指針様式第2号
㉑	発生フローシート	◎	◎	○	◎	◎	○	指導指針様式第3号
㉒	試験検査成績書の写し	○	○	△	○	○	△	検査項目は指導指針別紙1「分析項目一覧」による。(申請受付日前1年以内に交付されたもの。)
㉓	他法令許認可証等の写し	○	○	△	○	○	△	
㉔	許可証の写し	/	◎	◎	/	◎	◎	更新・変更許可申請時のみ添付
㉕	委託契約書の写し	/	◎	/	/	◎	/	更新許可申請時のみ添付
㉖	政令第6条の6第1号の通知の写し	/	/	/	/	◎	/	特別管理産業廃棄物の更新許可時のみ添付
㉗	産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書の写し	○	/	○	○	/	○	条例第20条第1項の事前手続を行った場合。

\*①～⑯は、省令で規定されている添付書類

◎：必ず添付が必要な書類 ○：該当すれば、添付が必要な書類

△：変更がない場合、添付を省略できる書類 /：添付を必要としない書類

<注1> 当該書類が何度も発行される性質のものでない場合を除いて、第三者が証明等を行った書類については、原本を添付すること。  
ただし、産業廃棄物収集運搬業の許可申請と産業廃棄物処分量の許可申請とを同時に行う場合の共通する添付書類については、一方の添付書類はその写しを添付すれば足りるものとする。

<注2> 産業廃棄物処分量の許可申請と特別管理産業廃棄物処分量の許可申請を同時に行う場合は、共通する添付書類を省略できるものとする。この場合、省略する申請書には添付書類省略理由書(指導指針様式第4号)を添付すること。

<注3> 「医師の診断書等」は「精神の機能の障害等により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する医師の診断書」又は「後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第4条第1項に規定する後見登記等ファイルに成年被後見人又は被保佐人とする記録がないことを証明するものとして登記官が交付する証明書」をいう。